

特定の資産の買換えの場合の課税の特例  
の適用に関する届出書

※整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日  税務署長殿	納税地	〒
	(フリガナ)	電話( ) -
	法人名等	
	法人番号	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	
代表者住所	〒	
事業種目		業

自 令和 年 月 日 事業年度において取得をする下記の資産につき、  
 至 令和 年 月 日  
 租税特別措置法第65条の7第1項又は9項  
 租税特別措置法第65条の7第3項 の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。  
 (同条第10項において準用する場合を含む)

記

譲渡日又は取得日を含む 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日  
 3 月 期 間

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 譲渡見込資産	種類			
	構造又は用途			
	規模			
	所在地			
	譲渡(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	譲渡価額	円	円	円
	帳簿価額	円	円	円
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 取得見込資産	種類			
	構造又は用途			
	規模			
	所在地			
	取得(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取得価額	円	円	円
	租税特別措置法第65条の7第1項の表の各号の区分	号	号	号

その他参考となるべき事項

税理士署名

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	整理 簿	備考	通信 日付印	年月日	確認
-------------	----	---------	----------	----	---------	----	-----------	-----	----

## 特定の資産の買換えの場合の課税の特例 の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 1 項若しくは 9 項（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）又は同条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、以下の期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
  - (1) 措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受ける場合  
措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる資産（以下「譲渡資産」といいます。）を譲渡した日（同日前に当該各号の下欄に掲げる資産（以下「買換資産」といいます。）の取得をした場合は、その取得の日）を含む 3 月期間の末日の翌日から 2 月以内  
※ 3 月期間とは、事業年度をその開始の日以後 3 月ごとに区分した各期間（最後に 3 月未満の期間を生じたときは、その 3 月未満の期間）をいいます。
  - (2) 措置法第 65 条の 7 第 3 項の規定の適用を受ける場合  
買換資産の取得の日を含む事業年度終了の日の翌日から 2 月以内
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

  - (1) 措置法第 65 条の 7 第 1 項、第 3 項又は第 9 項のうち、適用を受ける規定に応じて該当する□にレ印を付してください。

（注）措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 9 項の規定の適用を受ける旨の届出をした法人（「取得資産」及び「譲渡見込資産」について届け出る法人に限ります。）が、譲渡見込資産の譲渡を買換資産の取得の日の属する事業年度内にできなかった場合に同条第 3 項の規定の適用を受けようとする場合は、改めて同項の規定の適用を受ける旨を届け出ていただく必要がありますので留意してください。
  - (2) 「譲渡日又は取得日を含む 3 月期間」欄には、譲渡資産の譲渡の日又は買換資産の取得の日のいずれか早い日を含む 3 月期間を記載してください。

なお、措置法第 65 条の 7 第 3 項の規定の適用を受ける場合には記載不要です。
  - (3) 「譲渡資産」若しくは「譲渡見込資産」又は「取得資産」若しくは「取得見込資産」について、それぞれ該当する□にレ印を付してください。

なお、「譲渡見込資産」の□にレ印を付した場合は「構造又は用途」欄、「規模」欄、譲渡価額欄及び「帳簿価額」欄を、「取得見込資産」の□にレ印を付した場合は「構造又は用途」欄、「規模」欄及び「取得価額」欄を、それぞれ記載する必要はありません。
  - (4) 「種類」欄及び「構造又は用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
  - (5) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装

置等にあつては処理能力等を記載してください。

- (6) 「所在地」欄は、その資産が船舶である場合は記載する必要はありません。
- (7) 「帳簿価額」欄は、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額を記載してください。
- (8) 「租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の区分」欄は、取得をした又は取得をする見込みである資産のその適用に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
- (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

#### 4 留意事項

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。